

アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様との近くにあって共に歩み続けます。

# Avanti

みなみ

秋 2017 号

VOL.17



公益社団法人 岐阜南法人会



表紙の写真は各務原市川島の河川環境楽園内に咲く「オミナエシ」です。

オミナエシは秋の七草の一つで、草丈は100～150センチに成長し乾燥させて煎じたものは「肺醬」という生薬となるそうです。

花言葉は諸説ありますが、その一つに「美人」「はかない恋」「親切」があります。「美人」「はかない恋」は秋風に揺れる花姿が繊細で寂しそうな女性を連想させることに由来しているようです。

9月末まで見頃の様ですからこの機会に、はかなさ・美人を感じさせる花姿をご覧になりに行かれてはいかがですか?!

安藤印刷株式会社  
 代表取締役 安藤元一

## Contents

着任のあいさつ 岐阜南税務署長 山中幸江氏	1
岐阜南税務署幹部定期人事異動 税務署から相談窓口のお知らせ	2
健康と薬草 (その22)	3
税務トピックス 消費税の軽減税率制度が実施されます	4~7
岐阜県からのお知らせ	8・9
ほっとインタビュー 岐阜南税務署長 山中幸江氏	10・11
本会・支部・連合会ニュース	12~15
青年部会	16・17
女性部会	18
税理士コーナー 名古屋税理士会 岐阜南支部 税理士 足立博文氏	19
新会員紹介・事務局だより	20
編集後記	21

# 着任のあいさつ



岐阜南税務署長  
**山中 幸江**  
 YAMANAKA YUKIE

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様には、日頃から会活動を通じまして税務行政に対し深い御理解と多大な御支援、御協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、岐阜南税務署長に着任しました山中でございます。岐阜南税務署として、初めての女性署長となりますが、井家前署長同様よろしく願い申し上げます。

私は、岐阜県内の勤務は岐阜南署が2署目で、自宅は愛知県ではございますが、比較的近くでもありますし、過去には岐阜駅の近くに住んでいたこともあり、今回の勤務については、非常に親近感が湧いているところでございます。

岐阜南署の管内は、新幹線の駅、高速道路のICなど岐阜県のなかでも主要交通機関が集中し、航空機・自動車関連・繊維産業が盛んであり、非常に魅力がある地域であると感じております。

また、本年は、織田信長が1567年に岐阜に入城し、岐阜と命名してから450年を迎える年であり、数々の記念プロジェクトが行われる年にこの地に着任できたことを大変光栄に思っております。

貴会は、平成24年4月に公益社団化されて以降、講演会などの社会貢献事業に積極的に取り組まれ、また、次代を担う児童・生徒を対象とした特色のある租税教室を実施するなど税の啓発・普及事業についても活発に行われ公益社団法人としての役割を果たされてきました。

これもひとえに中村会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御努力、御尽力の賜物であると心から敬意を表する次第であります。

ところで、経済取引の複雑化・経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しています。このようななかで、私どもは税を執行する機関としてこのような変化にしっかり対応して『納税者の自発的な納税義

務の履行を適正かつ円滑に実現する』という国税庁の使命を果たすため、納税者の皆様に信頼される税務行政の確立に努力してまいりたいと考えております。

法人会におかれましては、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組が行われております。この取組は、極めて有意義なものと考えておりますので、引き続き、積極的な活用をお願いします。

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)につきましては、国税庁ホームページや法人会をはじめとする関係民間団体が開催する説明会などを通じて積極的に周知・広報を行っておりますが、法人会の皆様におかれましては引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さらに、御承知のとおり、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が平成31年10月に実施されることとなっております。

この制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただき、適正な申告・納税を行えるよう関係民間団体の皆様と緊密に連携・協調させていただきながら、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談を行っていただくことが必要だと考えております。

法人会の皆様方には、広報や説明会開催などに御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

このほかにも様々な課題に取り組んでいく所存でございますので、会員の皆様方には活発な会活動を通じまして、引き続き税務行政への御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、公益社団法人岐阜南法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心からお祈り申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 世紀を越えて

### 自然の恵みを

### あなたのチカラに

原点は、ミツバチでした。  
 1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じ  
 自然と人間の調和について真摯に考え、  
 実に多くのことを学んでまいりました。  
 その叡智のすべてを  
 人々の健康と真の豊かさの実現のために  
 そそいでまいりました。  
 健康補助食品のトップメーカーとしての  
 大きな華を咲かせようとしています。  
 食品・医薬品・化粧品品の総合メーカーとして  
 より大きな夢に向かって  
 チャレンジしてまいります。

健康補助食品の  
 総合メーカー



## API株式会社 代表取締役社長 野々垣 孝彦

本社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1 TEL.058-271-3838  
 東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15 TEL.03-3662-3878  
 クオリティセンター/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23 TEL.058-271-0183  
 長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3 TEL.058-232-0838  
 ミズホテクノセンター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5 TEL.058-325-0038  
 工場【池田・池田医薬品・池田バイオ医薬品・揖斐川・ネクストステージ(NS)・本巣】

新官職	氏名	前官職
署長	山中 幸江	名古屋派遣国税庁監察官 主任国税庁監察官
筆頭副署長	清水 竹浩	名古屋国税不服審判所 審判第一部門 国税副審判官
副署長	千葉 啓之	留任
筆頭特別国税調査官(法人)	辻 典臣	小牧税務署 特別国税調査官(法人)
特別国税調査官(法人)	松原 伸介	関税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第一部門 統括国税調査官	山本 淳也	名古屋国税局 総務部 人事第二課 人事専門官
法人課税第二部門 統括国税調査官	長江 明洋	名古屋国税局 課税第二部 調査部門 主査
法人課税第三部門 統括国税調査官	吉田 貴子	名古屋国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官
法人課税第四部門 統括国税調査官	鈴木 洋介	留任
法人課税第五部門 統括国税調査官	函師 保雄	留任
審理専門官(法人)	原田 正春	名古屋国税局 徴収部 特別整理第二部門 主査
法人課税部門 連絡調整官	近藤 守彦	留任



清水 竹浩  
筆頭副署長



山本 淳也  
法人課税第一部門  
統括国税調査官

## 税務署から相談窓口のお知らせ

### インターネット上の税務相談室 「タックスアンサー」

国税庁ホームページでは、よくある税に関するご質問に対する回答を「タックスアンサー」として掲示しています。

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンやスマートフォンなどで、「タックスアンサー」と検索してください。

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)



### 電話相談センター

① 岐阜南税務署(Tel.058-271-7111)へお電話をお掛けください。

② 自動音声によりご案内しますので、**1**を押してください。(案内の途中でも押すことができます。)

③ 自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

【受付時間等:8:30~17:00(土日祝日、年末年始を除く。)]

自宅や事務所から  
相談ができるなんて  
便利でいいわ。



# 健康と薬草

(その22)

## イブキジャコウソウ (シソ科)



イブキジャコウソウの花

岐阜薬科大学名誉教授 水野 瑞夫

伊吹山は岐阜県と滋賀県の県境に聳える1377mの霊峰である。全山石灰岩からなる山にはシダ植物、種子植物が1200種類も自生し、そのうち280種類が薬草で有り薬草の宝庫と呼ばれています。山麓部や伊吹北尾根には森林が見られる物の大部分は草地と低木林地であり、この立地条件が豊富な薬草を生育させる原因であり、薬草の宝庫と言われる理由です。伊吹山の名前をもった植物はイブキジャコウソウ、イブキトリカブト、イブキトラノオ、イブキフウロ、イブキアザミなど20種類を越え、固有の名前では日本一です。

### 【プロフィール】

イブキジャコウソウ(伊吹麝香草)はよく見ると草で無く木です。矮性低木です。樹高は5~15cmです。分布は日本、朝鮮半島、中国からヒマラヤです。多くは日当たりの良い岩場に好んで生育しています。茎は細く枝分かれしながら地面を匍い立ち上がる茎には短い毛がある。葉は小さく長さ5~10mm巾3~6mmの卵形か狭い卵形で、両面に腺点があり、腺点には精油が含まれていて、イブキジャコウソウの近くに行けば異なる芳香を感じます。葉を揉めば一層強い芳香を感じます。芳香成分はパラシメン、カルバクロール、チモールなどで精油には抗菌作用が強いです。花は紅紫色で小さく7~8mmで、立ち上がった茎の先に数個を付け初夏から咲き始めます。開花期は紅紫色の絨毯のようです。

### 【薬用として採取と調製】

開花期に地上部を茎葉ともに刈り取り、水洗いした後日陰で乾燥させます。日当たりでの乾燥は香りが失われるので日陰で十分に乾燥させます。乾燥したイブキジャコウソウは芳香が有り、発汗、収れん、利尿、強壮作用があるので、風邪による咳、頭痛の時に用いると効き目があります。乾燥したイブキジャコウソウを細かく刻み、一回量として3~5グラムをカップに入れて熱湯を注ぎ、しばらく放置してから服用します。また浴用に用いると爽やかな香りがありリラックスされます。

### 【タイム】

ハーブとして知られるタイムはイブキジャコウソウと同じタイムス属の植物で、主に芳香の強いタチジャコウソウの乾燥した物です。南ヨーロッパの原産で、世界各地で栽培されています。薬用には鎮咳、鎮痛の目的で用います。またタイムはソース、ハム、カレーなどのスパイスとしての利用が大部分です。



## 平成31年10月1日～消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月  
国税庁  
(平成28年11月改訂)

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時に）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。</li> <li>仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等<sup>(注1)</sup>の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等<sup>(注2)</sup>の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。</li> </ul> <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。</li> <li>区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。</li> </ul>

＜消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点＞

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

### ～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

<b>課税事業者の方</b> ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。
<b>免税事業者の方</b> 軽減税率対象品目の売上げあり	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。

## 1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

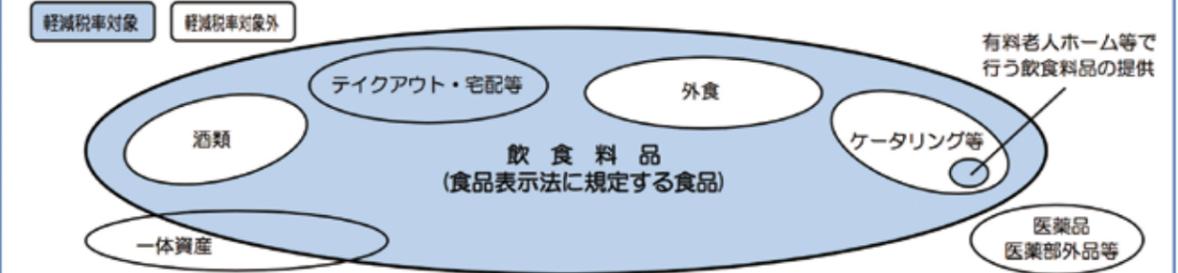
詳細は次ページ

### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

## 1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

## 2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。  
免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合は、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称（上記に加え）
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。  
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

○○御中 請求書 平成31年11月分 87,200円（税込） 11/1 牛肉 ※ 5,400円 11/3 小麦粉 ※ 2,160円 …… 11/27 しょうゆ ※ 3,240円 11/30 ビール ※ 6,600円 合計 87,200円 (10%対象 44,000円) (8%対象 43,200円) △△商 ※は軽減税率対象品目である旨を示します。	現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。 ① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載） ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載 （参考） 取引先から上記①及び②の記載がない請求書を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。
--	--

### 3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、**売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）**に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成28年11月の税制改正により、
- ① 適用対象となる期間が変更されました。
  - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

**売上税額の計算特例** 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <b>小売等軽減仕入割合</b> 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み） = 卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <b>軽減売上割合</b> 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み） = 通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算  （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

**仕入税額の計算特例** 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算  <b>小売等軽減売上割合</b> 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み） = 卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能  （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

### 4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

#### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

#### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

#### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>  
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>  
**専用ダイヤル** 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備  
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。  
（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

#### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

**専用ダイヤル** 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）  
**メール** ホームページ上の専用フォームをご利用ください。  
URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

# 不正軽油は犯罪です!!



## 不正軽油とは

不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油等を混ぜた油を軽油と称し、軽油引取税(1リットル当り32.1円)を免れることを目的とした燃料をいいます。

## 不正軽油は脱税です

軽油には軽油引取税が課税されています。しかし、不正軽油は、軽油引取税が課税されていない灯油や重油等を混ぜることにより、軽油引取税を不正に免れています。不正軽油を製造・販売・使用する等の行為は、重大な犯罪です!

## 不正軽油に対する罰則

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬すること、製造する場所を提供することも罰則の対象になります。

例えば、不正軽油を製造すると、10年以下の懲役・1000万円以下の罰金が科されます。

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、3年以下の懲役・300万円以下の罰金が科されます。

# 不正軽油110番

不正軽油について次のような情報がありましたら、「不正軽油110番」にお知らせください。

- トラックやダンプなどの燃料に、灯油や重油が使用されている。
- 安い軽油を売り込みに来た。
- 不審なタンクローリーが出入りしている施設がある。
- セルフスタンドで灯油を車の燃料タンクに直接給油している。
- 建物から油の臭いがする、刺激臭がする。等

電話	岐阜県税務課	058-277-3973 (直通)
	岐阜県税事務所	058-214-6915 (直通)
	東濃県税事務所	0572-23-1111 (内線252)
	飛騨県税事務所	0577-33-1111 (内線292)
メール	fuseikeiyu110@pref.gifu.lg.jp	

岐阜県と  
県内市町村からの  
お知らせ

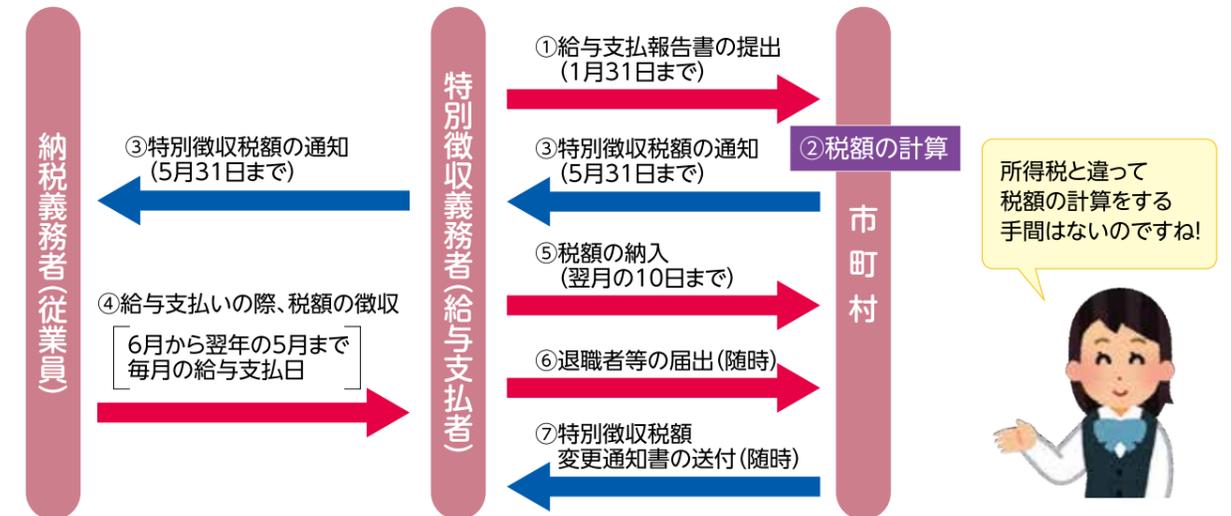
## 従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう

**事業主(給与支払者)**は、全ての従業員の給与から**個人住民税を特別徴収(給与引き去り)により納める義務**があります。

### ■個人住民税の特別徴収とは?

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主の方(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に従業員の方(納税義務者)の毎月の給与から個人住民税を天引きして納入する制度です。(税額は市町村からお知らせしますので税額計算は不要です。)
- 法律により、個人住民税は特別徴収によって納めることが原則となっています。所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)は、特別徴収義務者として、全ての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

### ■特別徴収による納税のしくみ



岐阜県と県内市町村は、所得税の源泉徴収義務がある事業主の皆様へ、個人住民税の特別徴収を徹底していきます。

### 【お問合せ先】

○個人住民税の特別徴収への切り替えを徹底する取組み

	担当部署名	電話番号(内線)
県庁	総務部税務課	058-272-1111(2199)
	岐阜県税事務所	058-214-6873
県税事務所	西濃県税事務所	0584-73-1111(251)
	中濃県税事務所	0575-33-4011(282)
	東濃県税事務所	0572-23-1111(244)
	飛騨県税事務所	0577-33-1111(289)

○特別徴収に関する具体的な事務手続きなど

各市町村の個人住民税担当課



# ほっとインタビュー HOT

Interview

## 岐阜南税務署長 山中 幸江 氏 (やまなか ゆきえ)

聞き手 小川 純、三森 秀樹、浅野 康昌



### 今回は、岐阜南税務署では初めての女性署長、山中幸江様にお話を伺ってまいりました。

小川部会長 山中様のご経歴をお聞かせください。

#### 山中署長

私は昭和57年、24歳の時に国税の職場に入り、20年以上、国税局と税務署で主に個人事業者を対象として、所得税や消費税などの調査をしてまいりました。その後、国税庁監察官、国税不服審判所の副審判官、税務相談室の主任税務相談官、津税務署と小牧税務署の副署長、主任国税庁監察官を経て、現在の職に至っております。

部会長 岐阜南税務署では初めての女性の署長とのことですが、女性ならではの心遣いなどあればお聞かせください。

#### 山中署長

岐阜南税務署は、他の税務署と比較して女性職員の割合が多いようです。女性同士でなければ分からないような仕事と家庭の両立という苦勞について理解しているつもりですし、また、逆に女性職員に甘えがあってはいけないということも分かっているつもりですので、きちんと配慮していきたいと思っています。

部会長 人生のなかで好きな言葉、座右の銘のようなものや、仕事における心構えがあればお聞かせください。

#### 山中署長

仕事と家庭との両立から私が作ったスタイルですが、子供が小さいと夕方定時に帰って、預けていた子供を迎えにいかねばならないので超過勤務ができない、男性のように仕事一筋、突然

遅くなっても平気だよということではできないので、その分無駄を省き、効率的・合理的に仕事を進めたいと日頃から考えてやってきました。職員には男女問わず言いたいのですが、8時半から5時の勤務時間がありますけど昼休み時間を除いてその決められた時間内に全力を尽くして仕事をしてほしいと言うことです。どうしても無駄に、丁寧にやりすぎるというか、そこまでやらなくていいことに時間をかけてしまうというのが従来型のグループだとあるような気がします。最近では女性だけのグループもあり、仕事を任せますと、きちっと5時に終わってくるのですが、出来上がりの成果が少ないかという、決してそんなことはないです。非常に合理的に時間配分し、時計を見ながら段取りよくやってくれます。それは女性の私が見て言うのではなくて男性の管理者からもそのような声が出ています。自身も合理的かつ効率的な仕事を常にしてきましたし、職員にもそうして欲しいと思っています。そうすれば無駄な超過勤務による人件費も省けますし、照明などの経費も省けます。税務署だけでなくこの事業所にも言えることだと思います。

私の好きな言葉は、「和を以て貴しとなす」です。職場では和気あいあいと仕事をして欲しいと思います。女ならではの甘い見方と男性から見られるかもしれませんが、仲良しクラブじゃだめだよと言われるけど、やはり和が大事だと思います。

部会長 良い仲間でやっていくことで先ほどの効率よく仕事が進む、という事に繋がってもいけますね。

#### 山中署長

やはりいいみ合ったりしては仕事の分からないとこがあっ

も先輩に聞けないとか、専門の人が隣にいてもその人とは気が合わないから聞けないということだと、非効率ということになりますね。

部会長 休日の過ごし方や趣味などありましたらお聞かせください。

#### 山中署長

普段仕事をしているので、休日は特に歳をとればとるほど身体を休める時間になってしまっていてあまり活動的に動けないですね。若い頃は車が好きでして子供が小さい時は、休日に一日中車でドライブして走り回るだけということをしていました。車がマニュアルでないと楽しくなく、今もマニュアル車を運転しています。今はさすがに何時間もドライブするだけの元気もなくなってきたので、美術品を観るのが好きですので、東京や京都の美術館に行ったりとか、テレビで美術系の番組を観たりしています。美術も建築も好きですので、変わった建築があると見に行ったりします。美術は西洋でも日本でもまた、古いものでも新しいものでもなんでも好きです。あとは時間つぶしに本を読んだりします。飛行機も好きなので自衛隊の航空祭も行ったことがあります。小牧税務署で副署長をしていたときは副署長室から飛行機が離陸するのが見えて楽しかったです。休日には、家から車を走らせて県営名古屋空港まで離着陸するのを見に行ったりします。デッキから手を振るとパイロットさんが手を振ってくれるのですよ。(笑)

部会長 以前、岐阜に住んでおられたことがあるとのことですが、岐阜の印象をお聞かせください。

#### 山中署長

岐阜は伝統のある落ち着いた町だと思います。金華山をはじめとして山の景色が綺麗ですし、長良川も綺麗に見えますし、町全体が落ち着いてしっとりしています。街並みも近代的な地方都市

とは全然違うなと思います。山紫水明の地というのがぴったりだと思います。遠方からいらっしゃる方には景色の美しさ、食べ物や水のおいしい点をPRしています。東海三県のなかでも自慢できる街だと思います。私の出身は一宮市なので岐阜は半地元ですね。(笑)小さい時からよく来ています。小学校の遠足で岐阜城や岐阜公園にも行きました。

部会長 今年度、力を入れている事があれば教えてください。

#### 山中署長

納税者のみなさんに信頼されるような税務署であるように努力していきたいと思っています。当然、職員の非行があってはいけませんし、窓口で誤った指導がないように、また、きちんとした処理対応やご相談ができるように納税者の方のサービスに遺漏がないような税務署を目指していきたいと思っています。

部会長 岐阜南法人会青年部、女性部として租税教育というものに力を入れてやっていきたいとおもっていますが、何か活動に対する期待ややって欲しいことがあればお聞かせください。

#### 山中署長

今、実施していただいている事で十分素晴らしいなと思います。これだけ租税教育に熱心に取り組んでいただけており、高校生や大学生相手に密接な講義だけでなく、面接授業ですとか工夫して実施していただいている法人会さんは他に例がないので、本当にここにきて驚きました。今後ますます継続していただきたいなと思っています。

部会長 これからもより中身の濃い事業活動をしていきたいと思っています。ありがとうございました。



# 本会 支部 連合会 ニュース

2017  
5月  
8月

## 本会 ◆ ニュース

### (一社)岐阜県法人会連合会 平成29年 第2回理事会 第5回定時総会 ● 総務委員会

平成29年6月7日(水)岐阜グランドホテルに於いて(一社)岐阜県法人会連合会(以後、岐阜県連)の第2回理事会並びに第5回定時総会が開催されました。

理事会では、各委員会委員の選任と岐阜県連と岐阜北法人会の事務所統合について審議の上、決議されました。これにより岡田 隆氏は岐阜県連事務局長と岐阜北法人会専務理事との兼任となりました。



続いて定時総会では平成28年度決算報告が審議の上、承認されました。報告事項では平成28年度実施事業、平成29年度の事業計画と予算が事務局より報告されました。

議事終了後、法人会活動への功労者表彰が行われ、当法人会から次の皆様が表彰されました。

全国法人会総連合会長表彰

虫賀靖子氏、吉田正雄氏

岐阜県法人会連合会長表彰

杉山昌治氏、松原重樹氏、安田 登氏、鈴木美登里氏



▲表彰された当法人会の皆さん

総会終了後に開催された理事会において、村瀬幸雄氏の会長再任が決議されました。

## 支部 ◆ ニュース

### 報告会・税務研修会 ● 川協支部

平成29年5月23日(火)川協支部は来賓に岐阜南税務署法人課税第一部門丸田秀之統括官をお招きし、川協研修センター研修室に於いて「第37期定時報告会」を開催しました。

報告会では第37期の事業結果と収支決算、第38期の事業計画と予算が報告されました。その他福西紀雄支部長の退任と井上良介新支部長の選任が承認され、長年に亘る福西前支部長のご功績に対して、花束贈呈により感謝の意を表しました。

丸田第一統括官より祝辞をいただき報告会を終了し、引き続き岐阜南税務署中荒江審理担当上席から「平成29年度税制改正について」の研修会が行われ、下記改正について説明を受けました。

※・配偶者特別控除の見直し(所得税関係)

- ・積立NISAの創設／国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し(資産税関係)
- ・居住用超高層建築物に係る課税の見直し(地方税関係)
- ・研究開発税制の見直し／所得拡大促進税制の見直し／中小企業投資促進税制等の拡充等。(法人税関係)
- ・酒税改革

なお、消費税法のうち軽減税率制度の改正は平成31年10月1日から実施されることになっていますが、今後も消費税の改正について研修会を更に実施される旨の説明がありました。

### 報告会・税務研修会 ● 笠松支部

平成29年6月6日(火)笠松支部は来賓に広江正明笠松町長、田島義久笠松町商工会副会長、岐阜南税務署法人課税第一

部門丸田秀之統括官をお招きし、笠松町商工会館会議室に於いて「笠松支部報告会」を開催しました。

第1号議案で平成28年度の事業結果と収支決算、第2号議案で平成29年度の事業計画が報告されました。第3号議案では任期満了に伴う幹事の選任が決議され、その後丸田第一統括官をはじめ来賓よりご祝辞をいただきました。

報告会終了後に、岐阜南税務署中荒江審理担当上席から「平成29年度税制改正について」の研修会が開催されました。

※研修内容は川協支部の税務研修内容をご参照下さい。



## 長森南子どもフェスティバル

### ● 長森支部



平成29年7月16日(日)長森支部が参加して13回目になる「長森南小学校子どもフェスティバル」で税の啓蒙を目的とした社会貢献事業を行いました。平成7年から女性部会が行っていた事業を平成17年から長森支部が引き継ぎ、岐阜南法人会としては22年の長きにわたる継続事業となっています。

長森南小学校の子どもたち810人に「税の標語」「税金クイズ」「ミニサッカーゲーム」に挑戦してもらいました。厳しい暑さの中でしたが、長森支部の税金コーナーは大変な賑わいでした。

低学年、中学年、高学年用に作られた税金クイズは解答用紙と「税の標語」を家族の方と一緒に考えてもらうために、事前に学校を通じ子どもたちの手元に届けていただきました。

当日はその持参した解答を支部の役員や会員が丁寧に解説しながら採点し、その結果と参加賞の「ホルダー式消しゴム」が手渡



されました。また小学校、中学校、高等学校に掛かる教育費が書かれた穴にめがけてボールを入れる「サッカーゲーム」にも長い列が出来ました。

そして同時に募集した「税の標語」には302点の応募がありました。その中より会員らが優秀作品を各学年4点の合計24点選考して9月に賞状と賞品を贈ることになっています。

本年も長森支部の会員に参加をお願いして、多数の皆さんにお手伝いいただき盛会のうちに終了できました。

## 報告会 ● 柳津支部



平成29年7月19日(木)柳津支部は柳津町商工会館会議室に於いて「平成28年度定期報告会」を開催しました。本会より竹下専務理事並びに土屋誠次組織委員長をお招きしました。

平成28年度事業報告・収支決算並びに平成29年度事業計画・収支予算の報告が行われました。

事業報告では、子ども税金教室、やないづふれあい夏祭りへの参加協力、やないづふれあいフェスティバルへの参加、支部研修会など柳津商工会と連携による会員増強にもつながる事業や地域貢献活動が報告されました。

平成29年度も組織率60%を目標とする会員増強と会活動の充実、税制改正並びに税務行政に対する要望事項の申請など商工会との連絡協力を図りながらの研修会の実施、地域社会への貢献活動を行う予定と説明されました。

最後に土屋組織委員長からは「高加入率を保っている当支部ではありますが、会員増強を本会が大きな課題としており、支部の皆様にも更なるご協力をいただきたい」旨の挨拶がありました。

## 子ども税金教室 ● 柳津支部



平成29年7月26日(水)柳津支部は、「柳津小学校子ども税金教室」を岐阜市役所協議会室に於いて開催しました。講師は岐阜市役所 税務課田中和来・永田和子両氏をお願い致しました。

税金教室の講師から、日本では救急車の利用は無料でも外国のほとんどが有料であることの説明から始まり、マグネットシートを利用して税金によって造られた道路・消防署・学校など身近な建物を挙げて、税金の用途について大変解り易く説明されました。途中「マリンとヤマトふしぎな日曜日」のDVDを観て、税金の必要性を勉強していただきました。

税金教室終了後、柳津地区選出の竹市 勲岐阜市議会議員の案内で、普段は入ることができない岐阜市議会議場を見学させていただきました。その場で市役所の建設には税金が使われていることや、この議場で市民代表である議員の協議で、大事な税金の使い道が決められていることを聞き、勉強になりました。

柳津小学校河村正志校長より、今日の復習と税金教室を開催した支部会員へのお礼の挨拶があり、最後に栗本三行柳津支部長から税金博士認定書を6年生全員に授与し税金教室を終了しました。



## みさと夏祭り ● 六条3支部・三里支部

平成29年8月6日(日)六条3支部と三里支部は合同で、みさと夏祭りに税金クイズとフランクフルトの販売で参加しました。

今年は、夕方5時に子ども神輿がワッショイ!ワッショイ!と掛け声とともに会場を練り歩くことから始まり、待ちかねた子ども達が一斉に当法人会のブースに押し寄せてきました。

当法人会ブースではフランクフルトが100円で買うことが出来ます。しかし先ずは「税金の使いみちは総理大臣が決める?」「オリンピック金メダル者へのJOCからの報奨金500万円は税金がかかる?」などの5つの税金クイズに回答して貰います。

安く食べれるとあって、その多くはご家族づれで、みんなのとても満足げな笑顔にテント内で汗をかきながらフランクフルトを焼いた支部会員を和ませてくれました。

用意したフランクフルト500人分は、2時間ほどで完売し模擬店を終了しました。



## 連合会 ◆ ニュース

### 第14期定時報告会・税務研修会 ● 各務原支部連合会



平成29年6月14日(水)各務原支部連合会は、来賓に岐阜南税務署法人課税第一部門丸田秀之統括官をお招きし、岐阜県金属工業団地(協)研修センター会議室で第14期定時報告会を開催しました。

第1号議案で平成28年度事業報告並びに収支決算、第2号議案で第15期平成29年度事業計画並びに収支予算、第3号議案で平成29年度支部負担金について報告されました。

報告会終了後、来賓の丸田第一統括官よりご祝辞をいただき、引き続き岐阜南税務署中荒江審理担当上席より「平成29年度税制改正について」の研修会が開催されました。

※研修内容は川協支部の税務研修内容をご参照下さい。(P13)

## 各務原元気まつり 「バックン マックン特別講演会」



平成29年8月5日(土)各務原市産業文化センターに於いて、「各務原元気まつり バックンマックン特別講演会」を当法人会と各務原商工会議所との共催にて開催しました。

講演はお笑い芸人、バックンマックンによる「笑って覚える英語」がテーマで行われました。国際化の進む地域社会で、異文化への理解や多文化共生が重要視されるなか、これまで以上に「英語」が重要になってくること。日本人は英語に対して苦手意識を持ってしまいがちですが、相手が誰であっても、自分から自主的に発言し、相手とコミュニケーションをとろうという姿勢が『グローバル人材』に最も必要なことだと語られました。

また、英語学習の話の中で、マックンが大人になってからどのように英語を学んだかなど、随所にユーモアを交えながらの経験談もお話いただきました。

当日は、定員400名の会場に満席となる聴講者があり、参加された多くの方から、「ユーモアのある内容で、楽しみながら聴くことができた」、「笑いながら学べてとても良かった」、「具体的な日米の考え方の違いがわかり、勉強になった」などの感想が寄せられました。

## 税務研修会・会員交流会

平成29年8月18日(金)各務原支部連合会は、税務研修会(一般公開)をアフロディーテに於いて会員65名が参加し開催しました。

本年は、各務原市役所職員の落合暁美係長と河内拓真主任から「ふるさと納税制度の現状と各務原市の取り組みについて」のテーマで研修を行っていただきました。

この制度は、税金上は寄附金に当たるものですから、ふるさと納税により住民税や所得税の一部が減額されるというものです。このような税金上の本来の措置以外に、寄附先である自治体の返戻品が近年競争過剰になり、マスコミでも大きな話題となっています。

返戻品に地域特産品を充てるなどした地域産業育成の目的も大いにある訳で、各務原市も平成28年度でふるさと納税総額が3億8千万円に達しております。

しかし商品券やテレビ等の高額返戻品とする自治体もあり、政府から節度ある返戻品の通達がされるに至っております。本制度も転換期に来ているところの説明がありました。

研修会終了後、本年度も会員交流会が開催されました。



金武連合会長の挨拶

## 幹事報告会 ● 羽島支部連合会

平成29年6月27日(火)羽島市連合会は、本会より竹下伸好専務と土屋誠次組織委員長をお招きし「西松亭」に於いて、幹事報告会を開催しました。

長谷連合会長の「岐阜南法人会は今年度の最重要課題として会員増強を掲げております。会員減少に歯止めをかけるべく、羽島の各支部は一丸となって新会員の加入勧奨に力を注いで参ります。」との力強い挨拶の後、平成28年度事業報告と平成29年度事業計画が報告されました。

報告会修了後、土屋組織委員長より「加入勧奨には支部の力は必要不可欠・最重要と考えております。是非会長の挨拶にありました支部一丸となって取り組んでいただきたい。」と挨拶がありました。

引き続き、森副支部長より「最低でも各支部5件の新規加入を願いたい。」との掛け声の下に各支部に別れ、また大同生命保険の地区担当者も加わり、未加入法人名簿を参考に加入勧奨先の選定作業を行い増強策を協議しました。





Youth Sectional Meeting

青年部会

租税教育・交流会【大学】  
《岐阜聖徳学園大学》



平成29年6月7日(水)岐阜聖徳学園大学にて、経済学部1年生168人を対象にして、「租税教室・交流会【大学】」を行いました。昨年に引き続いて大学の必修カリキュラムとして本事業を実施していただきました。

第1部では「働く意義」をテーマとして講義をし、第2部では学生と部会員を10教室に分けて、少人数で交流会を行いました。

講義では、「働き方改革」の話を加えたことで、伝える内容を盛り込み過ぎたことが部会員からの反省点として挙がりましたが、多くの学生に、働き方を選ぶことは自分のライフスタイルを選ぶことであることや、働くことが社会参加に繋がり、納税することがより良い社会づくりの為に大切であることを理解していただけたと思います。

また、交流会では、部会員自身の体験から大学生活のなかで何を目標にして勉強するべきか、社会人になるためにどんな心構えをすれば良いかについてアドバイスすることができました。学生からのアンケート結果からも、「もっと交流会の時間を増やしてほしい」「これからの学生生活を考えるきっかけになった」との意見が寄せられました。



本事業は大学側からの期待が非常に高く、担当の先生方からも打ち合わせの時点から前向きな対応をしていただきました。90分の短い時間をどのようにしたら学生にとって有意義な時間にできるかを来年以降も考え、より充実した内容を目指していきたいと思えます。

租税教育・模擬面接会【高校】  
《済美高等学校》

平成29年7月26日(水)、「租税教室・模擬面接会【高校】」を済美高等学校にて開催しました。就職を希望する3年生を対象に模擬面接、租税教育、青年部会員との交流会を実施する3部構成の事業です。

模擬面接会では、青年部会員が面接する側、参加した学生さんは入社を希望し面接を受ける側となり、互いに緊張した雰囲気での模擬面接となりました。私たち青年部会員は各企業の役員という立場でもあるため、より実践に近い面接が行われました。中には緊張のあまり言葉に詰まる学生さんも何人かいましたが、毎年学生さんや先生方にご好評をいただいております。また、面接する青年部会員にとっても面接の技術を学ぶ良い機会となっています。

租税教育では、就職して働いて収入を得るようになることで発生する納税義務について、給与明細を教材に〇×クイズ方式で税金の種類や金額、保険料支払いなどを会社の社長・専務・経理部長に扮した青年部会員が分かり易く説明し、税金がみんなの生活にどのように役立っているかを理解していただきました。

交流会では、参加した学生さんと青年部会員が輪になって食事を摂りながら面接の寸評、税金や働くことに関する疑問など、普段接することのない企業の幹部(青年部会員)に積極的に話しかける学生さんの姿が印象に残りました。

今回で11回目を迎えた本事業を終えて、私たち青年部会員にとっても高校生と直接情報交換できる貴重な機会であり、人に伝えることの難しさを学ぶ機会でもあります。今後も是非継続していただきたい事業であると改めて感じました。



親子劇場



平成29年8月17日(木)、小学生の親子を対象に「劇団うりんこ」による演劇、親子劇場「夜の小学校で」を開催しました。会場の不二羽島市民文化センター・みのぎくホールは約400人の子供たち、保護者の方で満員の大盛況でした。今回は応募初日から定員一杯となる人気でこの事業が地域に浸透してきた証かと思われまます。

演劇の内容は夜の小学校を舞台にして、不思議な体験をしていくという物語。

～お月さまが出て沈むまでのあいだに、スープを作ってくれるウサギや、魔法使いのおばあさんなどと出会い、夢なのか現実なのかその境目を浮遊するような冒険ファンタジーでした。～

今回も昨年同様に演劇本編の後、「劇団うりんこ」による税金の大切さを知ってもらうための寸劇を演じていただきました。

～今回の演目でもある「夜の小学校で」を主人公の警備員が本にしたら沢山売れて税金を払う事になったというユニークな設定で、その税金が学校の建設など社会の役にたっている事を子供達に向けて面白可笑しく演じていただきました。～



開演挨拶 小川部会長

観客の皆さんからも笑いや拍手が起り、楽しく税金について学んでいただけたと思います。

当日のアンケートでは「面白かった」「来年もぜひ見たい」といった声を多くいただき、親子の絆を深める夏休みの思い出になったと思います。



時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



ハートランス株式会社

本社 / 〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地  
TEL.058-377-5000(代) URL <http://www.heartrans.com>  
拠点 / 東京・久喜・野田・名古屋・稲沢・多治見・可児・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配送・折込配送●近郊配送・中長距離輸送●建設業・店舗什器施工業●倉庫保管業

# W

Women Sectional Meeting

女性部会

## 公開税務研修会



平成29年6月22日(木)岐阜南税務署に於いて、女性部会による公開税務研修会が開催されました。講師は岐阜南税務署資産課税部門山内俊寛統括官に「相続税のしくみ」をお話いただきました。

研修では相続税の軽減制度の適用を受けるには、いろいろと条件が定められているケースが多く、また実際に相続が発生して



資産課税部門 山内俊寛統括官

からでは選択肢も限られることから、税理士や税務署などに事前に相談し準備をしておいた方が良いでしょう。

軽減制度の一つに、相続時精算課税(事前相続)を選択する方法も多く見られる。なぜなら相続税は、精算課税選択時点の評価額を対象に算出されるからである。例えば相続しようとする選択財産を土地としたら、将来評価額が明らかに下がるような場合は、逆効果となり避けた方が良い。

このように、将来の評価額の変動など税理士等に相談し、相続しようとする財産をしっかりと調べておくことをお勧めします。

相続税は、平成27年から基礎控除額が従来の6割に削減され課税強化となっていますので、こうした軽減制度を利用した相続人も改正前に比べて多くなってきております。一般的な税知識を身につけ、事前に対策を考えておくことが大切だと思いますと研修会を結ばれました。

経営者として将来相続を意識せざるをえない私たちにとって、大変有益な研修会となりました。

# 税理士 コーナー

## タイを訪れて

名古屋税理士会  
岐阜南支部

税理士 足立博文



皆様、タイというどのようなイメージをお持ちでしょうか。

私は昨年あるお客様の慰安旅行に同行させていただき、タイを訪問することとなりました。初めて訪れる国でしたので、少しタイのことを調べてみました。国名はタイ王国と言い、首都はバンコクで東南アジアの中心に位置し、国土面積は約51万4000平方キロメートル(日本の約1.4倍)、ミャンマー(ビルマ)・ラオス・カンボジア・マレーシアと国境を接しています。人口は約6000万人で民族的にはタイ族が約85%を占めています。言語はタイ語で通貨はバーツ(1バーツ=約3円)を使用しています。タイでは自動車産業が盛んで、日本企業が多く進出している国でもあります。

さて、今回の慰安旅行の目的はお客様がタイ現地に工場を作ることとなるため、社員に旅行を通じタイへの理解を深めてもらおうというものでした。まずは中部国際空港に現地集合し、タイの首都であるバンコク、スワンナプーム国際空港へ出発しました。飛行時間は6時間20分、時差は2時間戻る形となります。

到着後2日間は現地の料理をおいしくいただいたり、有名な寺院を観光したりとタイの文化に触れました。観光バスに乗っていると、通行する車は日本と同じ右ハンドルで左側通行であることに気づきました。日本と違う点は、信号機は赤でも歩行者など周囲に気を付ければ左折しても構わないということです。また、高速道路のあちこちで大きな看板を目にしました。大きいものでは100メートル近いものもあったのですが、これはタイの広告規制が寛容なことに加え、国民の外出率が高いことによるものだそうです。

最終日、すでにタイで実績のある日系企業の工場を見学しました。社員と共に自社が納入した機械が日本から遠く離れた地で実際に動いているところを見るのは感慨深いものがありました。タイ

では残業がないため、終業時には社員が一斉に帰宅します。バンコクから60分ほどの郊外に工業団地があるのですが、主な通勤手段は車のため17時頃にはバンコク(住宅街)までの大渋滞が発生します。全く車が動かない状態が続き、帰りの飛行機の時間ギリギリに空港に到着するというハプニングもありました。

それから半年後、実際にタイで工場を賃貸することになり現地の公認会計士との打ち合わせのため2度目のタイ訪問となりました。今回は観光目的ではなく、仕事上の打合せでしたので、現地での移動はタクシーです。タクシーはメーターを使わず料金をふっかけられることもあると聞きましたので、乗る前に料金交渉をするなど、前回の旅行とは全く違うタイ旅行となりました。

中部はものづくりとして全国的に有名なところですが、特に中小企業の貢献が高い地域でもあります。日系企業がまだまだタイに進出していることを鑑みても、今後お客様が海外進出することは特別な事柄ではなくなるのかもしれませんが、タイの方は日本人に友好的ですが、日本語はもちろん、英語が通じない方も多くコミュニケーションの問題が生じます。信頼のおける通訳を見つけることが非常に難しく現状の課題となっています。また誕生日のお祝いなど現地社員のプライベートな事を積極的にフォローすることが円滑な人間関係のために必要だということも現地での情報を聞いて初めて知ったことです。

今回の訪問を通じ、私自身が国内だけでなく、海外にも視野を向ける大きなきっかけとなりました。また、税務の面だけでなく、文化の違いも事前にフォローできるような体制が必要であると感じました。

# 新登場!

## 病气やケガで働けなくなったときの 給与 サポート保険



### 病气やケガで働けなくなったとき、60歳まで\* 月々の収入をサポートします

\*保険期間が、60歳満期の場合。65歳満期もあります。

特長  
1

病气・ケガで働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長  
2

入院中だけでなく所定の在宅療養で働けない場合も保障

特長  
3

働けない状態が続く限り、60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合

◎就労困難状態および商品内容の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集团取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

# Affac アフラック

岐阜支社 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第2ビル5F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0047 8月4日

## 新会員紹介 平成29年5月21日～平成29年9月5日入会

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
西部第一	(株)キューライフ	岐阜市西部中島2-70-1	215-6544	介護支援事業	大同生命保険(株) 岡田朋子
鶉	(株)池田製畳	〃 中鶉2-16-1	275-0770	内装仕上工事業	(有)ライフボックス
中央市場	(株)岐阜総合フーズ	〃 茜部新所1-63	272-3545	青果物及び食料品卸売	岐阜岐阜青果(株)
長森	(有)甲斐 【再入会】	〃 東中島3-13-21	247-4143	外装工事	大同生命保険(株) 岡田朋子
〃	(株)ハーブビルドサービス	〃 高田5-19-1	215-6080	建築業	〃
三里	小山紙工(株) 【再入会】	〃 本荘中ノ町2-22	273-7678	その他の紙製品製造	大同生命保険(株) 成尾康子
六条第一	武山亀甲(株)	〃 六条北3-19-9	272-1194	新聞販売業	(株)エルバス土屋 土屋誠次
〃	(株)ニューメディカル	〃 六条東1-2-22	213-7927	医療関連サービス	〃
〃	ポータルサンテ(株)	〃 六条北1-46	272-8663	その他の医療に付帯するサービス業	〃
那加西	各務原清掃(株)那加営業所	各務原市那加東那加町63-3	391-2551	一般廃棄物収集運搬業	大同生命保険(株) 佐塚美空
那加東	雄飛水道(株)	〃 那加不動丘2-160-1	382-1382	水道工事業	株式会社プラザ小川(AIU損害保険代理店)
羽島第三	(有)堀自動車	羽島市江吉良町573	392-1155	自動車販売・修理業	(株)美濃商会
羽島第四	(株)H&Y	〃 上中町長間371	227-5458	自動車整備	羽島第四支部
〃	エースアクト(株)	〃 上中町長間1560	322-8853	人材派遣業	〃
〃	(協)岐阜繊維ファッション協会	〃 上中町長間1058-1	391-2080	各種協同組合	〃
〃	(株)プレーナ	〃 上中町長間1881	398-1850	食品の卸売	大橋ニツ(株)
〃	(株)ミーティングハウス・山田	〃 上中町一色1143	391-3611	建築業	日東工業(株)
羽島第五	(株)コラント	〃 小熊町島121	398-2777	自動車製造品の販売	大橋ニツ(株)
〃	(有)ジャバントータルサービス	〃 福寿町平方8-50	398-5008	鮮魚小売	〃
笠松	シバタ建築	羽島郡笠松町米野273サンハイツB102	388-2216	建築業	AIU損害保険(株) 富山智宏
岐南町西	(株)ユニゾン	〃 岐南町徳田7-6	215-9296	建設業	大同生命保険(株) 竹中真貴

## Back Stage 編集後記

今期になって中村 正会長の特命を受け、土屋誠次組織委員長が中心となって会員拡大が行われています。早速その成果として支部会員・関係団体の皆様のご協力もあり、今号に久しぶりに多くの法人を新会員として紹介することができました。

税知識の普及、納税意識の向上を伝えるだけでなく、会員としてのメリットを皆さんに訴えていくことが、法人会に入りたくていただける早道と考えます。そのためにも広報として法人会活動を詳しく伝えるとともに、法人会の良さを伝えていきます。

広報委員会も堀江大典新委員長となり、実質的に今号より担当することになりました。皆様にとって有益な会報誌となるよう務めて参りたいと思いますので、ご意見・ご希望などありましたら、是非お寄せ下さい。

広報委員会一同

## Avanti VOL.17

発行日 平成29年9月15日  
 発行 公益社団法人 岐阜南法人会  
 発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地  
 TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276  
 Email: jim@gifuminami.jp  
 URL: http://www.gifuminami.jp  
 編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会  
 印刷所 安藤印刷株式会社  
 羽島郡岐南町みやま3-57-1  
 TEL.058-271-9555(代) FAX.058-273-7800

## おもいを紙に乗せて



### 安藤印刷株式会社

営業本部  
 〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやま3-57-1  
 tel.058-271-9555 fax.058-273-7800  
<http://www.ando-net.com/>  
 プレス事業部  
 〒500-8246 岐阜市下川手71-1  
 tel.058-271-9557 fax.058-271-9563

## 事務局だより

### ●事務局職員の紹介

岩見年久(いわみ としひさ)

本年6月19日より  
 当法人会事務局に勤務。



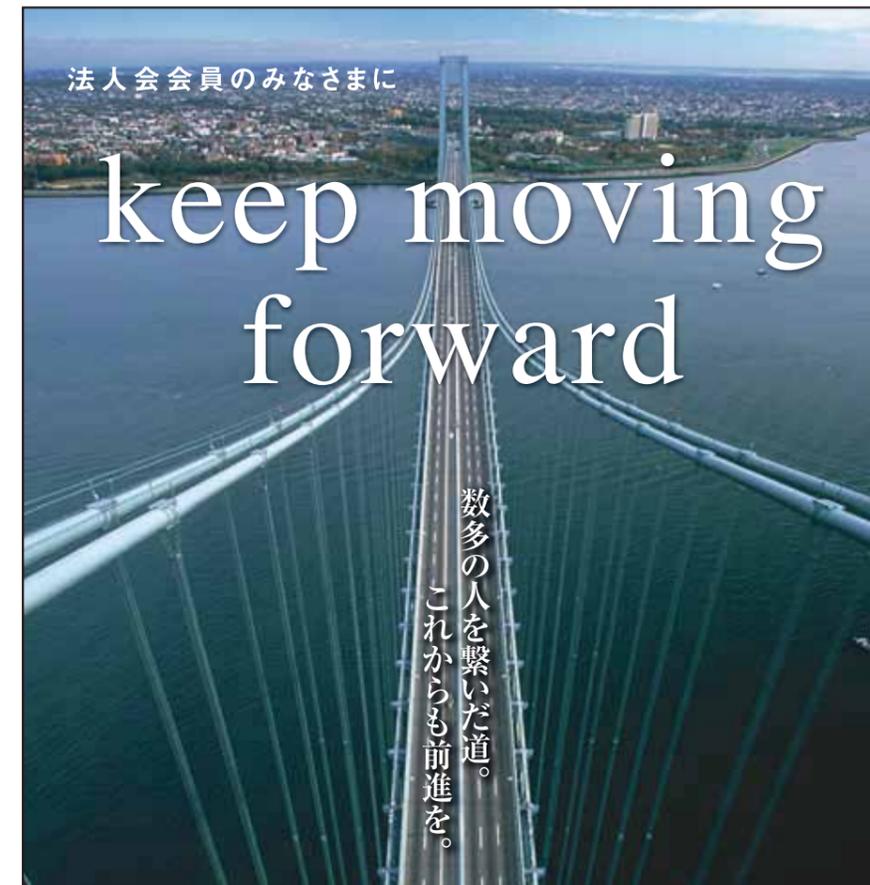
「会員の皆様のお役に  
 立てるよう頑張ります」

## 登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、  
 下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名	所在地		
内容	変更前	変更後	
法人名			
所在地			
代表者			
資本金	円	円	
電話			
F A X			

(公) 岐阜南法人会 FAX.058-274-1276



これからも  
 企業の繁栄を  
 サポートしつづける  
 経営者大型総合  
 保障制度です。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社  
 岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16  
 TEL 058-262-5141

**AIU** AIU損害保険株式会社  
 岐阜営業支店/岐阜県岐阜市泉町41  
 (富士火災岐阜ビル3F)  
 TEL 058-262-4771

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書  
 (契約概要)・注意喚起情報・ご契約の  
 しおり 約款を必ずごらんください。



# 株式会社秋田屋本店

AKITAYA HONTEN since 1804

創業文化元年(1804年)  
養蜂部創設明治二十年(1887年)

みつばちのチカラを人の力へ

創業から213年、養蜂部創設から130年の歴史を礎に、  
皆さまの美しく健やかな暮らしのお役に立てるように  
努めてまいります。



オンラインショップ <http://akipure.com>

アキピュア

検索



0120-82-8138

株式会社秋田屋本店 (食品製造業)

日本養蜂株式会社 (医薬品製造業)

代表取締役社長: 中村 正

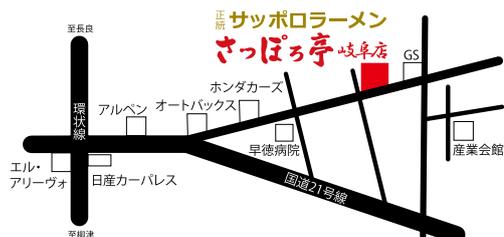
本社: 岐阜県岐阜市加納富士町1-1 TEL.058-272-1221 FAX.058-275-0001 <http://www.akitayahonten.co.jp>

事業所: 城南事業所 営業所: 東京営業所 工場: 薬師工場・洞戸工場・本巣屋井工場・加納工場

## 正統 サッポロラーメン

# さっぽろ亭 岐阜店

さっぽろ亭 岐阜店は、1972年の創業から  
今も尚、変わらぬ味をお客様に提供し続け  
ております。また、新メニュー開発など  
お客様に愛されるラーメン店であり続ける  
ための努力をこれからも続けてまいります。



◆岐阜県岐阜市宇佐東町 6 番 11 号 (県庁東) ◆TEL(058) 273-6426  
◆営業時間 11:00~OS 22:00 ◆金曜定休



株式会社 田 幸

本 社 / 岐阜県岐阜市南鶉 5 丁目 52 番地の 1  
TEL / 058-271-6661 FAX / 058-271-6719  
主要営業所 / 東京営業所・八百津工場・配送センター  
関 連 会 社 / 株式会社パールスティック・中国 東勝田幸紡織有限公司